評価基準 (カテゴリー及び定義)

其木カテゴリー	選定要件	
基本カテゴリー	確実な情報があるもの	情報量が少ないもの
●絶滅県内では、すでに絶滅したと考えられる種	・過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種	
●野生絶滅 県内において、飼育・栽 培下でのみ存続している 種	・過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種	
●絶滅危惧 I 類 県内において、絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした 圧迫要因が引き続き作用 する場合、野生での存続 が困難なもの。	・県内において次のいずれかに該当する種 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。	⑤それほど遠くない過去(30年~50年)の 生息記録以後確認情報がなく、その後信 頼すべき調査が行われていないため、絶 滅したかどうかの判断が困難なもの。
●絶滅危惧Ⅱ類 県内において、絶滅の危 険が増大している種 現在の状態をもたらした 圧迫要因が引き続き作用 する場合、近い将来「絶 滅危惧Ⅰ類」のランクに 移行することが確実と考 えられるもの。	・県内において次のいずれかに該当する種 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。	

※種:動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

基本カテゴリー	選定要件	
	確実な情報があるもの	情報量が少ないもの
●準絶滅危惧県内において、存続基盤が脆弱な種	・県内において次のいずれかに該当する種	
	生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫 が強まっていると判断されるもの。具体的に	
現時点での絶滅危険度は 小さいが、生息条件の変 化によっては「絶滅危惧」 として上位ランクに移行 する要素を有するもの。	は、分布域の一部において、次のいずれかの 傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそ	
	れがあるもの。 a)個体数が減少している。 b)生息条件が悪化している。	
	c)過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。	
	d)交雑可能な別種が侵入している。	
●情報不足 県内において、評価する だけの情報が不足してい る種	・県内において次のいずれかに該当する種	
		環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧 のカテゴリーに移行し得る属性(具体的に は、次のいずれかの要素)を有しているが、 生息状況をはじめとして、ランクを判定す
		るに足る情報が得られていない種。 a) どの生息地においても生息密度が低 く希少である。
		b)生息地が局限されている。 c)生物地理上、孤立した分布特性を有す る(分布域がごく限られた固有種等)。 d)生活史の一部または全部で特殊な環
		d)生活更の一部または至部で特殊な環 境条件を必要としている。